

介護保険の給付の対象となるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴または清拭を行います。 ○入浴は年間を通じて週2回以上行います。 ○寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。 	介護保険負担割合証に記載された割合を、お支払い頂きます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ○排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。また、自尊心に配慮した援助を行います。 	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○理学療法士・作業療法士及び看護師等の機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じ日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。 	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○医師や看護職員が、健康管理を行います。 ○緊急時必要な場合には協力医療機関に責任をもって引継ぎます。 ○利用者または家族の希望で、協力病院以外の通院・受診をされる場合は家族の方で付添いをお願いします。 ○利用者が入院された場合の入院申込書の記入、お世話は身元保証人をお願いします。 	
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ○生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え等を行うよう配慮し、かつ利用者の生活習慣に合わせた支援を行います。 ○清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容の援助をします。 ☆ただし、利用者より強い拒否がある場合や身体的・精神的に負担を与える場合はこの限りではありません。 	
栄養マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ○低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を実施します。 	
夜勤職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ○深夜の時間帯以外にも介護職員の数が基準より多く配置されています。また、各痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています。 	
介護職員処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員の処遇の改善を図る為の加算です。 	
看護体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間看護師と連絡を取れるようにし、必要に応じた健康上の管理等の体制を確保しています。 	
日常生活継続支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員のうち介護福祉士を基準の11名以上を配置して、重度の介護状態や認知症状の利用者への援助を行います。 	
口腔衛生管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔ケアマネジメント計画を作成し口腔に係る技術的助言および指導を行い定期的に評価します。 	

看取り介護加算	○看取りに関する指針を策定し、本人、家族の同意を得た上で（事前指 定書）看取りを実施する体制を確保しています。	対象者のみ
配置医師緊急 時対応加算	○配置医師と協力医療機関の医師が連携し、24時間対応できる体制を 確保しています。	対象者のみ
生活機能向 上連携加算	○外部のリハビリテーションを実施している医療提供施設の専門職員 が施設の職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、実施致します。	対象者のみ
低栄養リス ク改善加算	○多職種が共同して栄養管理をする為の会議を行い、低栄養状態を改善 するための栄養ケア計画書を作成します。	対象者のみ
排泄支援 加算	○排泄障害等の為、排泄に介護を要する方に対し、多職種が共同して支 援計画を作成し、その計画に基づき支援致します。	対象者のみ
再入所時栄 養連携加算	○管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄 養管理に関する調整を行います。	対象者のみ
褥創マネジ メント加算	○入居者の褥創発生を予防するため、定期的に評価し、その結果に基づ き計画的に管理を行います。	対象者のみ
経口維持 加算	○現在、経口で食事を摂取しているが、著しい摂食・嚥下障害がある方 が継続して経口で食事が摂取できるよう、医師の指示に基づく特別な栄 養管理を致します。	対象者のみ
経口移行 加算	○経管栄養の方で、経口で食事が摂取できるよう、医師の指示に基づく 栄養管理を致します。	対象者のみ
在宅復帰 支援機能 加算	○退居後の在宅生活について利用者・家族等の相談支援を行うとともに 、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を 積極的に行います。	対象者のみ
在宅・入所 相互利用	○要介護3・4・5を対象に予め在宅期間及び入居期間（3ヶ月を限度 とする）を決めて当施設の同一の個室を計画的に利用することができます。	2室ありま す。
認知症行 動・心理症状 緊急対応加 算	○認知症の症状が悪化し、在宅生活が困難となった方を受け入れること ができます。	対象者のみ
若年性認知 症入所者受 入加算	○若年性の認知症の利用者を受け入れることができます。	対象者のみ
口腔衛生管理 加算	○歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上の口腔ケアを行い ます。	対象者のみ
療養食加算	疾病に応じて療養食を提供します。	対象者のみ